

上米内地区振興センター大規模改修に係る物品運搬業務仕様書

受注者は、この仕様書に基づき、運搬業務について、誠実に遺漏のないよう実施しなければならない。

1 業務内容

上米内地区振興センターの大規模改修にあたり、各種物品等の運搬作業を2回行うものとする。

(1) 実施日

(ア) 1回目：令和7年6月2日（月曜日）

(イ) 2回目：発注者と受注者の協議のうえ適宜設定する。

※令和8年2月～3月の期間内で1日を予定。

(ウ) 備考

それぞれ前日までは準備等をするものとし、事前に養生を施す場合は、実施日の前日の10:00から16:30までとすること。

(2) 履行場所

(ア) 1回目：搬出 上米内地区振興センター（盛岡市上米内字中居 74-1）

搬入 盛岡市立川目小学校（盛岡市川目 7-12）※廃校

3階 図書室、理科室

(イ) 2回目：搬出 盛岡市立川目小学校（盛岡市川目 7-12）

3階 図書室、理科室

搬入 上米内地区振興センター（盛岡市上米内字中居 74-1）

※ 各建物内の指定する場所に運搬するものとする。

(3) 運搬する物品

発注者が指定する棚、テーブル、楽器類、AV機器、机、椅子、書類等とし、概ね別紙リストのとおり。

なお、棚等の収納物は実施日までに市が取出し、可能な限り空の状態にしておく。

(4) 運搬及び梱包作業等

運搬に用いる車両、機材及び梱包資材（ダンボール・テープ等）は、受注者が用意するものとし、梱包作業に必要となる資材は、発注者が指定した日までに納入すること。

なお、履行場所のうち盛岡市立川目小学校は、車両の出入り口が坂道であるため、運搬に用いる車両の選択及び必要台数の確保については、十分留意すること。

物品の梱包作業については、事前に発注者が行うが、発注者による梱包作業が困難な大型家具、AV機器、楽器類等の物品については、必要に応じ受注者が梱包等を行い運搬するものとする。

また、受注者は運搬作業にあたり建物及び設備に損傷を与えないよう必要な養生を施すこと。なお、過失により被害が生じた場合は、受注者の責任において現状復帰もしくは補償を行うものとするが、運搬中

の盗難及び破損等による物品の損害に係る運送保険（支払限度額5,000万円）に加入すること。

2 業務完了報告書の提出

受注者は業務完了後、発注者に完了報告書を提出し、検査を受けること。

3 留意事項

この仕様書に定めのない事項については、両者間において協議のうえ決定する。ただし、軽易な事項については、発注者の指示によることとする。

4 運搬する物品等の確認について

物品の配置及び運搬する物品等の事前確認が必要な場合は、予め市の担当者に連絡の上、市の窓口業務等に支障がない範囲で、現地を確認すること。